

令和 4 年 8 月 総会議事録

日 時 令和 4 年 8 月 30 日 (火)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和4年8月30日(火)
午前9時30分開会 午前10時20分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第33号 農用地利用集積計画について
 - 議案第34号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第35号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - 議案第36号 非農地証明(遊休農地)について
 - 議案第37号 荒廃農地(B分類)における非農地判定について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について(相続を除く)
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第6号 現況証明について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
1 2 番 高畑 隆一	1 4 番 中野 安男	1 5 番 彦坂 幸
1 6 番 日向 勉	1 7 番 廣田 良二	1 8 番 藤城ひろみ
1 9 番 星野 鉄典	2 1 番 松井 耕治	2 4 番 村松 史子

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者

農業委員会事務局 3名 農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 8 月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から出席委員を別添「出席者名簿」のとおりとし、進行していきますので、よろしくお願いたします。

なお、出席委員は、24 名中 15 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 12 番高畑隆一委員、同 14 番中野安男委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、8 日の書類説明会、農業委員による現地調査、24 日の審査会

を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。

農地法第3条関係は、変更、取下げ等はございません。本日は議案のほかに資料1-1として補助資料番号2番、3番の案件について、聞き取り調査の概要を配布しておりますので、補助資料と併せてご精読ください。

番号2番の案件について、審査会にて担当委員の方から経営の継続性について強いご指摘をいただきました。申請者からは農業経験者を確保し、農業用機械も保有しており、適正に営農を行っていただける旨の意向を聞き取りました。許可後も継続的に利用状況を調査し、適正な営農が行われているか確認して参ります。以上です。よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

8日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

補助資料2ページ4条番号2番の営農型太陽光発電設備の案件について、下部の農地における適切な営農の継続が確実に認められるか審査会にて確認しました。転用者は、申請地の隣地にて、令和2年10月に営農型太陽光発電設備に係る農地転用の許可を受け、下部の農地で榊を栽培しておりますが、許可申請時に提出された営農計画では450株を栽培する計画だったところ、現在は50株しか栽培しておらず、大幅な乖離があるため、指導を行っておりました。聞き取りの中で、榊1株当たりの収量が当初の想定より多いことが許可後にわかったため、地域の平均的な単収の8割を下回らないことを前提に、榊の植栽間隔や成長幅や作業スペース等を考慮し、80株を栽培するよう計画を変更したい旨の申し出がありました。変更後の営農計画で収量の確保が可能である旨知見を有する者からの意見書も添付されており、下部の農地における適切な営農継続の確実性については要件を満たすと認められるものと考えております。現在栽培している50株については、土地が水はけの悪く、当初植え付けた榊が枯れてしまったため、暗渠の集水施設を設置し試験的に植え付けたもので、生育が確認できたため、10月中に足りない30株を植え付ける旨確認しました。なお、転用者からは今後枯れたとしても放置せず、要件

を満たすよう対応していく旨確認しております。また、毎年実施する営農状況の報告の提出義務がありますので、事務局として、報告の確認を通じフォローアップを行っていくとともに、適切な営農の継続のため適宜指導を行ってまいります。

続きまして、5条番号1番の堆肥場の案件について、書類説明会にて、施設に屋根が敷設されていないため雨水を排水する際に堆肥も流れ出し、近隣の住宅等とトラブルになるのではとのご意見がありました。環境保全課に確認したところ、個人の堆肥場は法の規制の対象外との回答を受けましたが、雨水の排水先である道路側溝を管理している土木管理課に確認したところ、堆肥が流れ出さないようにして欲しいとのことでした。これを受け、敷地内に側溝と2カ所の沈砂池を設置することにより道路側溝への堆肥の流出を防止することとし、この旨申請書類に反映し対応しています。

続きまして、番号9番の太陽光発電設備の案件について、説明会にて、申請に係る計画図の中に市が所有する水の筆があり、河川課と調整中である旨お伝えしておりましたが、協議が予定期間内に完了しなかったため、8月23日付けで取下げ願いの提出がありました。議案からは削除しています。

その他変更・取下げ等はございません。よろしく申し上げます。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

資料1 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から3番の3件を審議します。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第30号、1ページをご覧ください。

番号1番から3番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番、2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第31号、2ページをお願いします。番号1番、2番の2件につきましては、審査会等での指導調整により、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。補足説明は次のとおりです。信用性については、特段の疑義はありません。周辺農地等に係る営農条件の支障については、番号1番は隣接地が農地以外である案件で、番号2番は承諾を得た旨の記載があります。一時転用については、番号2番が営農型太陽光の案件で、10年間の一時転用計画です。農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該当ありません。

詳細につきましては、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から10番までの10件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第32号、3ページをお願いします。番号1番から10番までの10件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。補足説明は次のとおりです。信用性については、特段の疑義はありません。周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番・3番から10番です。番号2番は隣接地が申請地所有者と同一である案件です。一時転用については、該当ありません。詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きます。議案第 33 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 4 番の 4 件を一括上程いたします。内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。議案第 33 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、7 月 21 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。今回の案件につきましては、4 件 7 筆 10,591 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

議 長 続きます。議案第 34 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 34 号 6 ページをご覧ください。議案第 34 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この5件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして議案35号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第35号7ページ及び8ページをご覧ください。議案第35号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この7件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認

することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして議案第 36 号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。議案第 36 号、9 ページをご覧ください。

番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出された土地です。

願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 37 号「荒廃農地（B 分類）における非農地判定について」を議題といたします。

番号 1 番から 14 番までの 14 件を一括上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 37 号 10 ページをご覧ください。

番号 1 番から 14 番までの 14 件につきましては、令和 3 年度に

実施いたしました農地パトロールにおいて赤判定とされた土地です。この土地について、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」第4条第1項の判断基準に基づき現地調査を実施したところ、「農地」に該当しないものと判断されますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

委員全員 本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

議長 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。

議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料1、11ページをお願いします。

報告第1号の番号1番については、持分放棄により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。次に12ページをお願いします。

報告第2号の番号1番から2番の2件及び13ページからの報告第3号の番号1番から15ページ19番までの19件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。次に16ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から3番については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。次に17ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から4番までの4件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたの

で、報告書に記載の日付で受理しました。次に 18 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番から 2 番までの 2 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願出の現況及び添付書類を審査の上、16 日付けで証明を行いました。なお、固定資産税の課税状況ですが、全て宅地課税でした。報告は以上です。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前 9 時 59 分中断）

<農地銀行運営委員会議>

総会を再開いたします。（午前 10 時 01 分再開）

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前 10 時 20 分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和4年8月30日

議長
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者
(12番 高畑 隆一 委員)

議事録署名者
(14番 中野 安男 委員)